

## 「福島県屋外広告物条例施行規則」の一部改正について

「福島県屋外広告物条例施行規則」の一部を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

### ●改正の内容

屋外広告業の登録申請や変更届における事務負担軽減のため、屋外広告業登録申請書及び屋外広告業変更届の添付書類中、業務主任者略歴書（様式十五号の三）及び役員の住民票抄本を削除するなど、所要の改正を行いました。

### ●公布日

令和8年1月13日

### ●施行日

令和8年4月1日

### ●その他

改正内容につきましては、[福島県報（令和8年1月13日発行）](#)又は[福島県屋外広告物条例施行規則新旧対照表](#)をご覧ください。

### ●問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部都市計画課

電話：024(521)7508(直通) FAX：024(521)7956

電子メール：[toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp](mailto:toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp)